

販売延長サービスのご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より弊社製品をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

さて、弊社では製品の標準製造終了後における個別製造のご要望に対応するため、「販売延長サービス」をご提供いたします。

本サービスは、標準製造終了後に継続的な製品供給をご希望のお客様に向け、あらかじめご相談・お申込みをいただくことで、限定的に製造販売対応を行うものです。

つきましては、本サービスに関するガイドライン(以下ご参照)をご案内申し上げます。お客様におかれましては、内容をご確認のうえ、対象となる製品についてご希望がございましたら、弊社営業担当までご連絡ください。

■ 販売延長サービスガイドライン

- 製品において、代替不可能な主要部品が EOL(製造中止)となった場合は、対象製品の製造中止のご案内を差し上げます。
- 製造中止以降も製造の継続をご希望の場合には、**販売延長サービス** をご利用いただけます。その際、該当製品または EOL 対象部品のご手配を承ります。原則として、事前にご注文を頂戴いたします。※部品の MOQ 手配については別途ご相談。
- お客様よりご支給いただいた部品は、弊社生産管理部・調達グループにてお預かりし、製品製造時に使用させていただきます。
- 販売延長サービスのご提供期間は、原則として最長 5 年間とさせていただきます。

■ 生産延長サービスご利用時の対応フロー(お客様の手続きの流れ)

① 販売延長サービスをご希望の場合

→ 弊社所定の「販売延長サービス申込書」をご提出ください。

② 製品のご注文について

→ 該当製品のご注文につきましては、通常のご注文書にてご依頼をお願いいたします。

なお、原則としてご注文後のキャンセルはお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

③ EOL 対象部品のご手配について

→ 上記申込書のご提出後、原則としてお客様からの注文書を受領した後に、部品の手配を進めさせていただきます。

→ 販売延長期間中に、追加で部品 EOL となった場合も同様に、ご注文書によるご依頼をお願いいたします。

④ ご支給いただいた部品の取り扱いについて

→ ご支給部品が弊社へ入庫された後、弊社にて入庫確認を行い、その後は適切に保管・在庫管理を実施いたします。

⑤ 例外的対応に関する取り決めについて

→ 万が一、お客様のご事情により注文書の発行が困難な場合や、やむを得ず先行手配が必要となった場合には、都度ご相談のうえ対応いたします。

ただし、該当部品については、お客様に文書にて買い取りのご確約をいただいたうえで確保させていただきます。(費用につきましては別途ご案内いたします)

■ 留意事項

- 材料の調達状況や市場動向によっては、対応をお受けできない場合がございます。
 - 生産延長品は標準在庫品とは異なり、個別管理・受注生産品として取り扱われます。
 - ご提出いただいたスケジュール・台数計画に基づき、計画を立てますので内容変更の際は速やかにご連絡ください。
-

本ガイドラインは、より長期にわたり弊社製品を安全かつ安定的にご使用いただくことを目的としております。

今後ともご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社電産 営業部

TEL:03-3329-3871

Email:sales@densan.co.jp